



陳情 4 第 11 号

要 請 書

1945年8月、広島・長崎に原子爆弾が投下され今年で77年を迎えます。原子爆弾は一瞬のうちに30万人の生命を奪っただけでなく多くの被爆者を生みました。被爆・戦争体験の風化が進む今、核兵器と戦争の残酷さを後世に伝え、二度と同じことを繰り返さないよう語り継いでいくことは私たちの重大な使命です。

2月にはじまったロシア軍によるウクライナ侵攻は多くの市民が犠牲となっており、国際法に基づく紛争の平和的解決と即時停戦・即時撤退が求められます。このウクライナ侵攻に乗じた、「核兵器の共有」や「反撃能力」保有をはじめとした軍備増強、憲法改正などの主張に対し、専守防衛や日本国憲法の平和主義の理念の実現を求めていく必要があります。

2021年1月、国連において世界54の国と地域が批准し、核兵器禁止条約が発効されました。しかし、この条約に「世界で唯一の被爆国」である日本政府が賛成していないことは許されることではなく、核兵器禁止条約への速やかな批准・署名を求めていかななくてはなりません。

福島第一原発事故から11年が経過しました。今もなお、約3万人が避難生活を強いられる状況にも関わらず、政府・原子力事業者は避難指示解除を推し進め、放射能汚染水の海洋放出など強引に事故を収束しようとしています。このようななか、運転開始から40年以上が経過した東海第二原発の再稼働をめざしていた日本原電に対し、水戸地裁は2021年3月18日に安全性が確保されていないとして運転を差し止める判決を言い渡しました。ひとたび、事故が発生すれば、周辺30キロ圏内に住む94万人の住民が避難を余儀なくされます。しかし実効性ある避難計画は現実的に不可能であり、住民の人格権を侵害する再稼働は認められません。

私たちは、過去の事実に学び、悲惨な戦争と原発事故を繰り返さないために、「語りつごう、走り続けよう、ヒロシマ・ナガサキ・オキナワの心を！」をスローガンに44全市町村に対して要請行動に取り組んでいます。

つきましては、取り組みの趣旨を御理解いただきつくば市議会におきましても、下記の要請に応えていただけるようお願いいたします。

記

- 一、ロシア軍によるウクライナ侵攻の即時停戦・即時撤退を求めるとともに、憲法の理念に基づく平和的外交や経済的連携による解決にむけ、働きかけを行なうこと。
- 一、平和行政を推進するため、原爆パネル展や映画上映などの平和事業を行い、次代を担う子どもたちへ「被爆・戦争体験」を継承する具体策を進めること。
- 一、福島第一原発事故で明らかになった「原子力の安全神話の崩壊」を直視し、東海第二原発をはじめとした全ての原発の廃炉を求めるとともに、原子力エネルギーからの脱却と自然エネルギーへの政策転換を求めるよう、関係各方面に働きかけを行うこと。
- 一、被爆国として世界のすべての核兵器・核実験に反対の意志を表明すること。

2022年8月2日

つくば市議会議長 小久保 貴史 殿

茨城県平和友好祭実行委員
実行委員長